

# 有機藻類の格付の表示の様式及び表示の方法

## 1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、生産行程管理者及び外国生産行程管理者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定に基づき行う有機藻類の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

## 2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図1とし、次のa)からg)までのとおりとする。

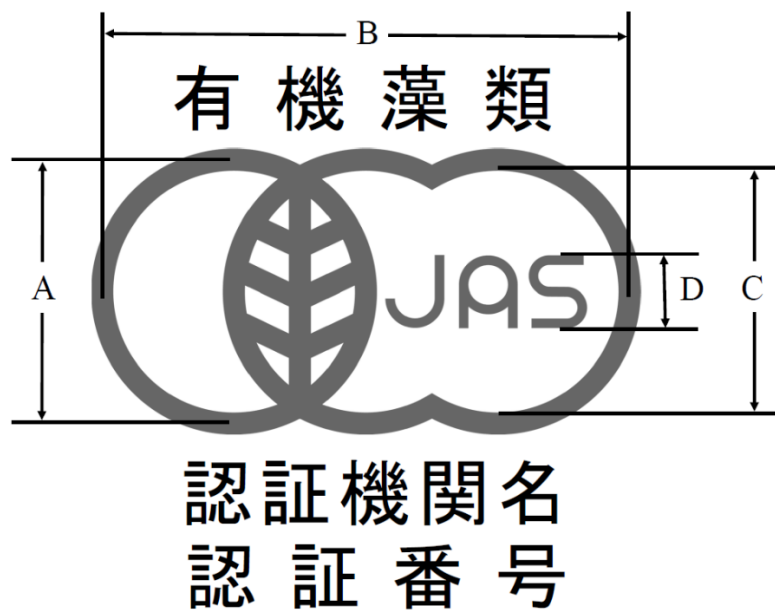


図1-格付の表示の様式

- Aは5mm以上としなければならない。
- BはAの2倍とし、DはCの3/10としなければならない。
- “有機藻類”の文字の高さはDと同じとしなければならない。
- “有機藻類”の文字は“Organic algae”としてもよい。また、海水で生産された有機藻類にあつては、“有機藻類”の文字は“有機海藻”又は“Organic seaweed”としてもよい。
- 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとしなければならない。
- 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- 認証番号は、関係法令の規定により有機藻類の包装、容器又は送り状に表示される事項により、有機藻類の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者又は外国小分け業者を特定することができる場合には、記載しなくてもよい。

## 3 格付の表示の方法

容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付さなければならない

制定等の履歴

制 定 令和3年12月7日農林水産省告示第2077号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和3年12月7日農林水産省告示第2077号

令和4年1月6日から施行する。